

災害時派遣助産師の募集

わが国は自然災害大国といわれており、いつ・どこで、台風・豪雨・豪雪・洪水・地震・津波・火山噴火等の予想を超えた災害が発生してもおかしくありません。県内においても、これまで多くの災害に見舞われ、その度に自然の驚異に触れるとともに、各自の災害に対する備えと被災時の対応について問われています。

そこで、(一社)茨城県助産師会では、2023年2月28日に茨城県と災害時の母子支援活動に関する協定を締結いたしました。これにより災害時は、県から当会への母子支援要請の情報が一元化され、迅速な派遣や支援に繋がることとなります。そのため当会では、災害対策の充実に向け、より多くの支援活動に協力できる人員を募ることにいたしました。

また、(公社)日本助産師会では、地域連携を含めた都道府県レベルでの災害対策の体制整備を推進しており、北関東地区でも2022年に災害対策委員会を発足しました。当会もこの委員会に所属し、近隣県での災害時にも相互に支援できるよう体制整備を進めているところです。

有事の際には、家族や職場、地域のことを優先しなければならない事態も十分に考えられますが、状況が許す範囲で、会としての母子支援に高い専門性を持った皆さんお力添えを頂ければと考えております。以下の説明をご一読下さり、「災害時派遣助産師」へのご登録をよろしくお願いいたします。

- 募集対象：当会会員の助産師で当会公式 LINE アカウントに登録可能な方
- 申込方法：当会 HP の申し込みフォームより。
- 活動内容：
 - ・妊産婦等に対する応急救護活動及び緊急時の助産
 - ・妊産婦等に対する健康管理及び保健指導、心身のケア等に関する相談
 - ・その他状況に応じた必要な措置
- 活動場所：支援要請に応じ派遣する。支援要請があり次第連絡をする。交通手段は各自で確保する。
- 連絡方法：登録者は当会の公式 LINE アカウントに登録し、災害時の派遣要請に関する連絡を受ける。また、災害対策関連情報は随時提供する。
- 用意するもの：登録者にはビブス、ヘルメット、軍手、マスク、懐中電灯、衛生材料等を当会より配布する。その他各自で食料、水分、自分に必要なものを準備する。
- 保険：当会がまとめて傷害保険に加入する。(派遣助産師の自己負担なし。)
- 日当：茨城県災害救助法施行細則に準じて支払う。
- 旅費交通費：当会規定に応じて支払う。
- その他：
 - ①登録後は毎年度自動更新とし、登録情報の更新や都合により辞退したい場合は、随時事務

局に連絡する。

②登録を辞退される際には、配布された物品を返却する。

【問い合わせ先】 一般社団法人 茨城県助産師会事務局

TEL: 029-297-5430 (月～金 8:30～17:00)

Mail: sanbaibaraki@song.ocn.ne.jp

作成日：令和5年9月29日